

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第27号



沖縄法政研究所の役割を考える	p.1
「沖縄現代史を見る」with 沖縄映像祭 「地方の時代」映像祭提携企画	p.2
第16回シンポジウム「復帰とその前後を考える」	pp.3-6
第39回講演会「映像教育の可能性」	pp.6-9
研究会	pp.9-11
コラム「さんごしょう」	p.12
2017年度 所員・特別研究員名簿	pp.13-14
2017年度 活動日誌	p.15



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

沖縄法政研究所の役割を考える

第12代所長 佐藤 学

任期 2017年4月1日～2019年3月31日

沖縄法政研究所の物理的な存在は、書庫と、そこに収められている研究所蔵書と、所長室・研究支援助手執務室くらいである。自然科学分野の研究所であれば、実験装置や研究資料等があり、「研究」のあり方が目に見えるであろうが、法律・政治等を対象とする研究所では、その実体を見ることが出来ない。これも、法政分野の歴史研究であれば、大部の文書・資料を保管・共用して研究することがあるだろうが、一般には、共同研究であっても、そのような形は採らない。それでは、私たちの「研究所」は、どのような機能を果たしているのか。ここでの「研究」とは、個々の所員、特別研究員の頭脳を繋いだネットワークにより、研究所としての「研究」を生み出す、そのような役割だと考えている。

インターネット上のビッグデータと、それを使うAIが、予想もつかない速度で進化・深化している。研究者の仕事とて、いつまでも人間が担うべきものではないかもしれない。日本では、特に、社会科学系の学問は「横の物を縦にする」だけと揶揄された歴史がある。外国、特に欧米の研究成果を、文字通り「翻訳」することから学問の近代化が始まった以上、致し方ない面もある。しかし、このような作業は、早晚、機械が人間よりも速く正確に行えるようになる。筆者は米国での長かった留学・教育経験のお陰で（その半面は、貧乏暮らしが長かったことである）、英語の文献・情報の活用を学問的営為の道具としてきた。しかし、これは、もはや強みとはならない。

AI研究者たちの素人向け著書を読んでいると、AIにできず、人間がやるべき仕事は「意味」を見出す、「意味」を付与することであると、共通して言われている。話を法政研究所に戻すと、これこそが、私たちが研究する目的であろうと考えるのである。筆者が学んだ政治学では、米国は早くから量的データの分析を柱とする計量政治学が主流となっていた。ピツバーグ大学大学院に留学した1985年に、必修科目で、当時定評があったミシガン大学選挙世論調査のデータを使い、コンピュータによる回帰分析をやらされた。日本では、当時流通し始めていたワープロすら触れたこ

とがなかった筆者が、メインフレームコンピュータに、SPSSxのコマンドを打ち込み、独立変数と従属変数の関係を調べる作業をした。訳が分らなかつたが、同級生達の助けて、何とか単位は貰えた。

この時、世論調査データは大学が所有していた磁気テープから呼び出し、操作する端末は、單なるメインフレームに繋がったモニターである。それでも、数年上の先輩たちは、「自分たちは1学期を費やして、手作業で分割表を一つ作れただけだった」と言っていた。それに比べれば驚くべき進歩であったはずだ。それから三十有余年が過ぎ、ポケットに入るスマホで、この程度のことはデータ分析ソフトを使えば出来てしまう。筆者がその後、90年代半ばに、苦労して図書館で紙版を繰ってデータを集めた米国連邦議会議事録等は、今、沖縄にいてネットで苦もなく読めてしまう。

これほどの量的分析の進歩が、政治学をどれだけ進めたのか。量が質を保証するならば、政治学の問題は大方解決できているべきだろう。が、無論そうではない。量は質を保証しない。質=意味は、私たちが考えねばならない。当研究所は、その大きな営為のはるか末端で、研究所のネットワークの力を使って、ささやかな寄与が出来るよう努めたい。

(さとう まなぶ 法学部教授／地方自治、アメリカ政治)

事業計画委員・紀要委員

任期 2017年4月1日～2019年3月31日

事業計画委員

所長	佐藤学	法学部教授／地方自治、アメリカ政治
副所長	平 剛	法学部准教授／財政学、地方財政論
幹事	石川朋子	研究助手／社会学
委員	小西由浩	法学部長・教授／刑事法
	稻福日出夫	法学部教授／法史学、法思想史
	照屋寛之	法学部教授／行政学
	上江洲純子	法学部教授／民事訴訟法
	芝田秀幹	法学部教授／政治思想史
	伊達竜太郎	法学部教授／会社法、国際取引法
	徳原峰一	研究支援課課長

紀要委員

主任	野添文彬	法学部准教授／日本外交史
委員	田中佑佳 石川朋子	法学部講師／憲法 研究助手／社会学

沖縄国際大学 沖縄法政研究所

「沖縄現代史を見る」with 沖縄映像祭

「地方の時代」映像祭 提携企画

2017年11月4(土)～5日(日)、当研究所では「『沖縄現代史を見る』with沖縄映像祭－「地方の時代」映像祭提携企画－」をテーマにNPO法人文化経済フォーラム、「地方の時代」映像祭実行委員会のご協力を得て、映像祭を開催した。上映作品は、琉球放送、沖縄テレビ放送、NHK沖縄放送局、琉球朝日放送、毎日放送のご協力により26作品が上映された。作品上映にあわせて、4日(土)にはシンポジウム「復帰とその前後を考える」が開催され、5日(日)には「映像教育の可能性」と題して講演会を開催した。シンポジウムと講演会では当研究所の事業として初めて手話通訳を提供した。

11月4日(土)の入場者延べ人数は912人(内シンポジウムは112人)、11月5日(日)の延べ人数は841人(内講演会は86人)であった。

文責:佐藤



映像祭開会挨拶 佐藤学所長(右)と具志堅勝也NPO法人文化経済フォーラム理事長

11/4日

映像祭プログラム

両日ともに午前8時45分
開場となります。

11/5日

沖縄戦	米軍統治	沖縄返還	終わらない戦後	基地	A会場	B会場	C会場	沖縄戦	米軍統治	沖縄返還	自然・文化	基地	
A会場	B会場	C会場			A会場	B会場	C会場	A会場	B会場	C会場			
9:20 開会	9:10 開会	9:50 開会			9:00	9:20 開会		9:30	9:30-10:45 1945～島は戦場だった オキナワ365日～	9:50 開会	9:10 開会		
9:30-10:45 1945～島は戦場だった オキナワ365日～	9:20-10:55 星条旗と日の丸のはざまで ～沖縄戦後史 高等弁務官～	10:00-10:50 心にカギをかけていた ～沖縄戦PTSD～			10:00	10:00-10:50 1945～島は戦場だった オキナワ365日～		10:30	10:00-10:50 消したい過去 消せない眞実 ～文科省 疑惑の教科書検定～	10:30	9:20-10:10 沖縄やんばる ～命輝く原始の森～		
11:00-11:50 沖縄戦よみがえる戦場 ～読谷村民2500人が語る地上戦～	11:00-11:50 忘れない 忘れてほしくない ～石川米軍機墜落事故から50年～	11:00-11:50 裂かれる海 ～動き出した基地建設～			11:00	11:00-11:50 戦争マラリア ～八重山強制隸隸の証言～		11:30	11:00-11:46 ひめゆりから HIMEYURIへ	11:30	10:15-11:01 海人のうた ～ラストウミンチの伝統漁～		
12:00-12:48 むかしむかしこの島で	12:00-12:55 カメさんの背中	12:00-12:50 標的の村～國に訴えられた東村・高江の住民たち～			12:00	12:00-12:50 戦争を笑え～命の御祝事さびら！伝説の芸人ブーン～		12:30	12:00-12:55 カメさんの背中	12:30	11:10-11:35 辺野古 もう一つの情景		
13:00-13:35 日軍「ニッポン 沖縄戦・遺族からの357通	13:00-13:54 沖縄を返せ	13:00-13:50 招待作品 「映像'17 沖縄さまよう木盤～基地反対運動の素顔～」			13:00	13:00-13:35 日軍「ニッポン 沖縄戦・遺族からの357通		13:30	13:00-13:54 沖縄を返せ	13:30	12:00-12:50 裂かれる海 ～動き出した基地建設～		
14:05-15:50 沖縄法政研究所フォーラム第16回シンポジウム 復帰とその前後を考える	D会場(13-301教室)				14:00	14:05-15:50 沖縄法政研究所第39回講演会 映像教育の可能性		14:30	14:05-15:50 沖縄法政研究所第39回講演会 映像教育の可能性				
16:05-17:50 終われ戦世 ～証言記録 太平洋を超えて～	16:05-16:55 沖縄 空白の一年～“基地の島”はこうして生まれた～	16:05-16:52 まちかんでい～明美おばあちゃん 親と笑いの学習書記～			16:00	16:05-17:50 終われ戦世 ～証言記録 太平洋を超えて～		16:30	16:05-16:55 沖縄 空白の一年～“基地の島”はこうして生まれた～	16:30	16:05-16:55 「映像'17 沖縄さまよう木盤～基地反対運動の素顔～」		
17:55-18:35 過ぎた聖断 ～検証・沖縄戦への道～	17:00-18:13 他策ナカリシヲ借ゼム欲ス ～そして核の密約は交わされた～	17:00-17:53 枯れ葉剤を浴びた島2 ～ドラム缶が語る終らない戦争～			17:00	17:55-18:35 過ぎた聖断 ～検証・沖縄戦への道～		17:30	17:00-17:45 メディアの敗北～沖縄返還をめぐる密約と12日間の闘い～	17:30	17:00-17:53 枯れ葉剤を浴びた島2 ～ドラム缶が語る終らない戦争～		
		17:55-18:20 辺野古 もう一つの情景			18:00								

招待作品 「地方の時代」映像祭招待作品

沖縄法政研究所フォーラム 第16回シンポジウム

「復帰とその前後を考える」

司 会 平 剛 沖縄法政研究所副所長／本学法学部准教授
 パネリスト 稲福日出夫 沖縄法政研究所所員／本学法学部教授
 野添 文彬 沖縄法政研究所所員／本学法学部准教授
 佐藤 学 沖縄法政研究所所長／本学法学部教授



平 剛 副所長

■司会(平)：パネリストに、復帰により変わったこと、変わらなかつたことを、まず発言して頂きたい。皮切りに、私の復帰体験は小学校2、3年時で、通貨変更の印象が強い。円になったことで、購買力が落ちたという実感があった。また、復帰の時点でも既に基地依存型経済から財政依存型経済への変化があり、当時の琉球政府歳入の40%以上が日本からの援助だった。

では、野添さんに、外交史専門家の立場から詳しく論じて頂きたい。

■野添：日本政府の統治者の観点からすると、沖縄というアメリカの統治下にあつた地域を日本という国家に取り込んでいくという巨大な国家プロジェクトであった。だから、沖縄返還は様々な観点から論じることができる。外交史から見ると、沖縄返還についての研究が非常に進展している。日本とアメリカにおける資料公開が進み、特に日本の民主党政権が2009年－10年に「密約」調査を行い、大量の資料を公開した。その結果、日米の交渉過程や政策決定過程がかなりの程度、明らかになった。

沖縄返還の評価は、大きく分かれており、定まっていない。同盟国との間の戦後処理をし、パートナーシップを強化し、それが日本の国際的役割を拡大したサクセスストーリーとして論じられる一方、対米従属外交の一つであり、今日に至る基地問題の一つの起源であるという見方もある。歴史家E.H.カーゲ、「歴史とは現在と過去の対話である」と言っているが、沖縄は、今も基地問題を抱えており、それが続く限り、沖縄返還とは何であったのかと問い合わせられるだろうし、極めて現代的な意義がある問いかけだと言える。

復帰・返還の外交面の意味を説明すると、そもそもなぜ沖縄返還が争点になったか。スタートは、当然ながら、沖縄が占領により切り離されていたことである。アメリカは沖縄を戦略拠点にしようとしたし、一方、日本は1951年9月に調印されたサンフランシスコ講和条約で独立し、沖縄はアメリカの統治下に置かれる。沖縄の人々が日本本土への復帰を求めた理由には、一つは、米軍支配下で基地が拡大される中、日本国憲法の下での平和や人権の保障を獲得しようとした。二つ目は、日本の高度経済成長に対して、沖縄の経済成長が進まない、この経済格差を是正することであった。

日本政府にとっては、失われた領土を取り返すという狙いがあった。また、1970年に日米安保条約の期限が来るので、佐藤栄作政権が沖縄返還を最大の政策課題として交渉に臨み、日米関係を安定化させようとしたのも大きな目的であった。1969年11月、佐藤・ニクソン会談で「核抜き・本土並み」の沖縄返還が合意され、1972年5月の復帰が実現する。

アメリカはなぜ沖縄返還を認めたのか。一つは、沖縄の返還要求の高まりへの危機感があった。そのままでは、沖縄のみならず日本の基地が使えなくなるという強い危機感があった。つまり、基地を使用し続けるためには沖縄は日本に返した方が良い。また、当時アメリカ政府はベトナム戦争にどっぷりつかっていて、同盟国への負担分担の一つとして日本に負担を分担させていく、その中で戦略的に沖縄を日本に返した。

以上を踏まえて、復帰により変わったこと、変わらなかつたことを考えたい。その上の基準は、経済発展と基地問題の二つの観点である。基地問題を考えると、「核抜き」がどうなったか。核兵器を沖縄から撤去し、日米安全保障条約の事前協議制の適用で、アメリカに制約をかけるはずだった。これが「核抜き」が意味するところのはずだったのが、実際には核持ち込み密約の合意議事録が結ばれて、有事



野添文彬 所員

の際には沖縄に核兵器を持ち込むことが合意されていた。

「本土並み」は、沖縄では基地を本土と同じ程度に縮小することが期待されたが、基地の縮小は交渉で争点にならなかった。日米安保条約の適用が争点になり、従って沖縄の人々は失望感を抱いて復帰を迎えた。

変わらなかつたこととして、巨大な米軍基地が沖縄に残っただけでなく、返還後に日本全国の中で沖縄が占める基地面積の割合が拡大してしまった。今日の米軍専用施設の7割が沖縄に集中している状況は、日本本土の米軍基地が大幅に縮小する一方、沖縄の米軍基地がほとんど減らなかつた経緯による。

沖縄返還は、日米関係における最大の摩擦要因を除去し、同盟関係を強化した一方で、強化の土台に沖縄が置かれる構造が変わらない。沖縄の米軍基地問題が全国の課題にならない状況は変わっていない。

■佐藤：日本国憲法が制定された過程で、沖縄県民は、憲法を可決した国会から完全に除外されていたという衝撃的な事実が、全く知られていない。このことは、憲法学者の古関彰一教授や小林武教授が指摘し、この問題を等閑視してきた日本の憲法学界を強く批判されてきているが、日本社会で、今もほとんど知られていない。沖縄の問題は、日本の憲法の問題であり、日本人権の問題であるという意識が全く希薄であること。それは変わらないどころか酷くなっている。



佐藤学 所長

■司会(平)：引き続き、復帰とは何であったか、を、もう少し議論したい。

■野添：外務省の幹部クラスには、沖縄返還への反対があった。彼らは、日本の安全保障は、憲法9条、日米安保条約、沖縄、という3本の柱で支えていると考えていた。そこから沖縄を外して日本に復帰させたら、日本の安全保障が成り立たなくなると考えたから。実際に復帰しても、その3本の柱に支えられる日本の安全保障は、今も沖縄に依存する構造は、変わっていないということではないか。

■司会(平)：今日の上映作品1本の主題であった「沖縄を返せ」という歌について、私も子供の頃に聴いた覚えがあるが、復帰に対する反対運動や復帰を第二の琉球処分とする見方もあり、さらに、沖縄の同化政策への批判もあった。当時、学生生活を送っていた稻福さんに、どう感じていたのかを語って頂きたい。

■稻福：私が今日、ここに座っている理由は、法政研員で最年長であり、1950年生まれ。22歳で復帰を迎えたという世代だからだろう。今や、大学教員も、復帰時に中学生だったり、84年生まれの野添さんのように、復帰後10数年経って生まれた若い世代が増え、活躍している。あの時代の空気を吸った者として一言述べる。1969年4月にヤマトウに行ったのだが、那覇にあった育英会事務所で阿波根先生から、法学部に進学する学生5、6人が呼ばれて、「君達はヤマトウの大学へ行って、卒業後、沖縄に帰ってくる必要はない。是非、日本政府に入ってくれ。日本政府の官僚になって、将来の復帰の際のパイプ役になってくれ」というようなことを言われた。ああいう偉い先生が、高校生の私たちに真剣に復帰のことを語られ、沖縄もいつか本当にヤマトウの一員になるんだなということを感じて、普天間に帰るバスの中で高揚感に浸った。それを50年ぶりに思い出した。それが復帰を現実のものとして感じた最初の体験だったと思う。

上映した作品にもあったように、辺戸岬と与論島の間を結ぶ海上集会があった。高校生の頃、私もヤマトウの大学に行き、与論から辺戸岬を見る希望を持ち、勉強していた。69年4月に西鹿児島駅から汽車で名古屋駅に着き、しばらくして駅前でカンパを募って、また三週間前にたどった道を逆に西鹿児島まで行き、与論から海上集会に参加した。しかし、沖縄で思い描いていた様子ではなかった。私は「社共の一日共闘」を喜んでいる光景に馴染めず、ひとり離れて、暗闇の中に浮かぶ辺戸の火を眺めていた。沖縄の政党がヤマトウへ系列化される以前の時代である。ヤマトウの「革新」に幻滅して、複雑な思いで名古屋に帰った記憶がある。

当時の学生は、テレビを持つわけでもなく、本を読んだ。この映像祭で上映されているようなドキュメンタリーの内容が、70年当時に共有されていたように思えない。それは、復帰後に研究者も増え、資料発掘が進んだことによるのであろう。そのような映像資料が、今、迫力を持って復帰の内容を我々に問うているよう思う。

■司会(平)：次は、今日これから上映作品である「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」について、中では、佐藤総理がリスクを取って沖縄返還を政権の重要政策としたことが描かれていた。それは何故か？

■野添：佐藤栄作が沖縄返還を政策の柱にした時、「焼身自殺」と言われたほどに無理なことと思われた。にもかかわらず、重要政策にしたのは、1964年8月の自民党総裁選で、当時の池田勇人首相に挑戦するため

の政権公約の一つにした経緯がある。この時に、Sオペと呼ばれるブレーン集団に政権構想の検討作業をさせた中に、パンチの効いた公約を掲げたいということで、沖縄返還を入れた。経済政策で実績を挙げた池田に対して、自分は政治面、日米関係で勝負する姿勢を打ち出し、そこに沖縄返還が位置づけられた。

また、当時、沖縄ではキャラウェイ高等弁務官の強権的な統治が行われていた時代で、それが日本国内でも知られて、沖縄はこのままで良いのか、という議論もなされ始めていた。

しかし、総裁選のためだけだったかというと、そうではない。佐藤は、吉田茂の弟子であり、サンフランシスコ講和条約調印時の首相であった吉田に、沖縄を取り残したという、いささかの後悔があったのだろう。佐藤が沖縄返還に関し、吉田に相談した形跡があるとも言われている。さらに、1970年に日米安保条約の期限を迎える条件があり、1960年の安保闘争を繰り返してはならないという認識があった。70年安保を乗り切るには、その前に沖縄返還を解決することが、日米安保のために大事であると考えられた。

まとめると、沖縄返還は、戦後最長の長期政権であった佐藤政権が、その長期を費やさねばならない国家的課題だったということが大事だった。

司会(平)：若泉敬『他策ナカリシヲ信ジムト欲ス』が出版されたのが1994年だったが、密約交渉の内容を墓場まで持っていくつもりであったが、アメリカ側の交渉相手だったヘンリー・キッシンジャーが、著書で密約の存在を暴露してしまった。それにより、若泉は真実を語る決意をした。ドキュメンタリーでは、そう描かれている。しかし、日本政府は、その後もずっと密約の存在を否定してきた。また、国民もマスコミも話題にしなかったと言われているが、その理由は何か？

野添：若泉はこの本を書くにあたり、国家の機密を暴くということで、命の危険を感じていた。国会に召喚されて真相を明らかにするという覚悟があった。しかし、何もなかった。

その最大の理由は、日本政府が無視したこと、とりわけ外務省にとり、自分たちのサクセストーリーである沖縄返還にあたり、自分たちが知らないところでこのような交渉が行われていた事実は到底認められない。当時の職階を見ると、本当に外務省のエース級が集まって、夜も寝ないで頑張って、平和裏に同盟国から領土を取り返した、というプライドからすると、耐え難かったのだろう。

もう一つは、1994年という時期が冷戦終結後で、日米安保は本当に必要かという議論が出てくる一方、日米貿易摩擦が激化していた。日本としては、日米安保を死守しなければならないとする中で、面倒な話には蓋をしたかった。

三点目は、メディアが、復帰後は1995年の少女暴行事件まで、沖縄への関心を失っていたのだろう。逆に言えば、若泉は、その状況に耐え難い思いを持って、日本を「愚者の楽園」と呼び、日本の安全保障の根幹は沖縄の犠牲の上に成り立っていることを告発した。このことは、今に至るまで認識されていない。

司会(平)：明日の上映作品「メディアの敗北」は、「返還密約」の「知る権利」の問題が「男女の問題」にすり替えられていった過程を描いているが、これはどうしてか。

野添：西山記者が暴いたのは、返還にあたり日本政府が払った総額6億ドルと言われる負担のうち、原状回復費の400万ドルほどのことしかない。名目上の目的である核兵器撤去費用に使われた分は少なく、基地の改修や軍用地主、軍雇用者などへの支払い等、日本政府が巨額の金を払ったこと、基地の維持費用を日本に負担させたということが重要である。

司会(平)：琉球銀行調査部が出した『戦後沖縄経済史』でも経済的背景が紹介されていて、米政府は「ダブル・ユース・オブ・ドラー」という考え方をした。沖縄復興に投下したドルで、本土からの物資輸入を促し、日本の復興に回すことが意図された。しかし、ベトナム戦争時には、そのような悠長なことは言っていられなくなり、それが直接、沖縄返還に繋がったと記述されている。

野添さんは、海外に出て、機密文書の発掘をされ、重要な研究成果を挙げてきているが？

野添：やはり、日本の文書の保存管理、公開は、まだ十分ではない。アメリカでは、例えば、国家安全保障に係る重要文書には、「30年ルール」



があり、その他、核兵器に関しては伏せ字にする等の制約はあるが、一定の機関が来たら公開する。その背景には、民主主義の根幹が情報公開だ、という意識がある。また政策を、後から検証する仕組みがきちんとできているということだ。

■稻福：今の話を聴いていて、72年当時には知られていなかった文書が発掘されてきた意味は、沖縄にとり復帰とは何だったのか、ということが問いただされたことにあると、思う。今日上映される「沖縄 空白の一年～“基地の島”はこうして生まれた」の最後に、1947年にマッカーサーが日本を去る時に言った言葉として「アメリカ軍による沖縄占領に日本人は反対しない。なぜなら沖縄人は日本人ではないのだから」が紹介されている。その後の日本本土と沖縄の関係を、マッカーサーは予測出来ていたのだろうし、また天皇メッセージなどもこの作品に出てくる。これらは、復帰の頃には知らなかったことだ。研究により、こうした事実が出てきて、別



稻福日出夫 所員

に強いてヤマトンチューにならなくてもいい、なる必要はないんだという気持ちも、十分正当性を持つのだという思いが沖縄で大きくなっている。そのような切迫感を抱かせるドキュメンタリーの迫力だった。

■司会(平)：最後に、このシンポジウムを開く動機である、若い人たちの記憶の風化について話したい。復帰前、教員をしていたおじの家にあった、「ゼネスト」と書かれたクバガサの記憶や、親に連れられていった近くのレストランにMPが入って来た途端に雰囲気が変わったこと、そのような記憶の断片が現在の沖縄とどう繋がるかを、自分も理解していない。

■野添：学生たちは、沖縄戦の話までは小中高の学習で知っている者が多いが、戦後のこととは本当に知らない。現代と密接に関係する戦後史をもっと勉強する必要がある。

■稻福：沖縄が、『古事記』、『日本書紀』という建国神話を共有しない日本国の中で、日本人になるにはどうすればよいのか、それをどう考えればよいのかが、まず基本にある。斎場御嶽やアスムイなどが心のふるさとだと感じるあり方と、日本人であることをどう調整するのか。擬制的に強要されたアイデンティティではなく、「祖国愛の毒花」でも「郷党意識」でもない志操。復帰を選択した沖縄は、敗戦後72年、復帰後45年経って、まだそれに悩んでいるかなと思う。

(質疑省略) 司会による閉会挨拶。

沖縄法政研究所 第39回講演会

「映像教育の可能性」

司 会	照屋 寛之	沖縄法政研究所所員／本学法学部教授
講 師	具志堅勝也	NPO法人 文化経済フォーラム理事長
コメンテーター	安原 陽平	沖縄法政研究所所員／本学総合文化学部講師

■司会(照屋)：自分自身の経験、例えば幼少期の米軍統治下で、最初に使ったお金がB円であったこと、最初に東京に行った時には、パスポートが必要であった、そのような経験を思い出しながら、映像祭の作品を見て、特に辺野古関連の映像には、沖縄の置かれた立場に怒り・悲しみを感じた。同時に、映像の力は凄いものであるということも認識し、これを大学や高校の教育に生かせないかと考えた。今日は、NPO法人・文化経済フォーラム理事長で、元・琉球朝日放送報道制作局長の具志堅勝也さんに、授業での映像活用の実践をご紹介頂く。また、安原陽平所員に憲法教育学の視点からコメンテーターを務めてもらう。

■具志堅：私は、沖縄大学で「メディア・リテラシー」の科目、また、沖縄大学と琉球大学で映像ドキュメンタリーの制作を教えている。元々テレビ局で仕事をしていたので、何とか映像で学生たちの関心を引きつけられないかと思って、毎日5時間分のニュースを録画し、それを翌週使うということをやっている。



具志堅勝也
NPO 法人文化経済
フォーラム理事長

中高でも使えると考え、授業という言葉を用いるが、実際の授業をお見せする。授業で映像を使えるようになったのは、平成16年の著作権法改正による。この時に制定された文化庁ガイドラインで、基本的に、学校その他の教育機関での授業、行事で必要と認められる限度内で、公表された著作物を複製できるとなっている。書籍、雑誌、新聞、放送番組から音楽、映画に至るまでできるが、制約はあり、映画の場合は、DVDを買って使うとか、放送で流れた映画を録画して使うことはできるが、レンタルDVDの使用は認められない。また、不法にアップロードされた画像も使えない。

これから、皆さんに受講生になって頂き、実際の授業を体験して頂く。テーマは海兵隊の抑止力に対する誤った認識、日米地位協定の問題

について。まず、抑止力について。いつも日米政府は、中国などに対する抑止力のために海兵隊を沖縄に駐留する必要があると言っているが、本当に必要があるのか。海兵隊は戦後そもそも沖縄におらず、1953年に朝鮮戦争の支援部隊としてキャンプ富士と山梨北富士演習場に配備されたのが最初。ところが、朝鮮戦争が休戦状態になり、岐阜や山梨の地元住民が海兵隊出て行けと声を上げ、そのために日本に残る方策として沖縄に来たのが実情。地理的優位性ではなく政治的事情により沖縄に来た。1万数千人の海兵隊員を受け容るために、土地の接収が強行された。

<テレビ朝日「報道ステーション」レポート視聴>

抑止力に関して、もう1点が、東アジアに近いための地理的優位性があるから沖縄に海兵隊を置く必要がある、という主張。海兵隊を運ぶ揚陸艦があるのが長崎県佐世保の米海軍基地で、沖縄の地理的優位というものはない。この件に関して、民主党政権で防衛大臣を務めた森本敏氏は、このように発言している。

<森本インタビュー視聴>

「海兵隊が沖縄にいなければ抑止力にならないという議論は正しくない。」「少なくとも日本のどこかにあれば、抑止力機能を果たすことができる。」「ただ、海兵隊の全ての部隊と訓練を収容する場所を日本に置こうとすると反発が来る。したがって沖縄に駐留を求めざるを得ない」と。あくまでも政治事情であると。

また、別な面からは、復帰後と95年少女暴行事件後に、アメリカ政府が海兵隊の沖縄撤退を検討したのを、日本政府が沖縄の海兵隊兵力維持を求めたという証言がある。近年明らかになった98年当時の梶山官房長官の「本土移転は反対の住民運動が起きるから県内しかない」という書簡もある。

<下河辺淳文書 投影>

次に地位協定について。2004年の海兵隊ヘリ沖国大墜落事件の際、QABの取材班が現場に着いた時には現場は封鎖されていた。当日のQAB、RBCのニュース映像をお見せする。

<ニュース映像視聴>

地位協定を盾に現場を海兵隊が封鎖したのは、地位協定の施行に伴う刑事特別法13条に、「アメリカ軍の財産についての搜索は、アメリカ軍の許可が必要」とあり、それが根拠となった。大学の敷地、前の道路まで封鎖する権限は無いはずだと、取材現場で随分揉めた。当時の様子を写した映像をお見せする。

<QAB映像視聴>

封鎖されているのに、この映像が残せたのは、海兵隊がビデオテープの供出を強要した時に、うちのカメラマンが未撮影のテープを渡し、撮影済のテープを持ち帰ったという知恵による。この後に、地位協定に、「墜落原因などの軍事機密も財産に該当」と変えられたが、2004年当時はそうではない。2005年には、施設外での航空機事故に関するガイドラインが作られた。そこでは、内周規制線と外周規制線が入れられ、内周規制線の場合は、アメリカが許可すれば日本の警察も入れる。しかし、米軍が許可しなければ、警察が事故調査をできないことに変わりはない。

安保条約を実際に運用しているのは、日米地位協定であり、それがこのように不平等であることを、元外務官僚の孫崎享氏のQABインタビューをお見せする。

<孫崎インタビュー視聴>

今回の講義の話があった時に、沖縄大学の講義で、許可を得て、学生の様子を撮影した。この日は、フ

ンスの、国際テロに関するドキュメンタリー、イスラム原理主義を悪とするのでない、より複雑な国際政治を扱った作品を見せたが、学生たちの反応は「勉強になった」というものであった。

<沖大授業光景映像視聴>

レポートの感想に「わかりやすく、眠くならなかった」「飽きずに集中できた」「リアリティーに溢れている」「頭に入ってきやすかった」等。

問題は、「講義内容の信憑性が高まった」映像が

無ければ信用されていなかったのか(笑)。この授業を担当して4年目で、受講生も十数人から30人に増え、寝る学生も減った。この90分授業を作るのに2、3日かけるので、毎日ニュースを録画する分も含めて時給にすると、とても安い(笑)。

もう一つの分野が学生による映像ドキュメンタリー制作で、これも学習効果が大きい。事前に調査してテーマを決め、取材先にアポを取り、取材許可を頂き、実際に撮影する。取材をノートに録り、最後にパソコンを使って編集。この中で最も難しいのは、編集作業ではなく、まず、テーマ探し。学生がこれを決められない。その次の取材のアポ取りが出来ない。学生は人と話をするのが大変に苦手。テレビ局の管理職時代、若い記者に指導したのが、アポさえ取れれば8割成功ということだった。琉球大学のマスコミコースの授業では、いつも辺野古にフィールドワークに連れていく。問題意識を持たなければ、テーマが決められない。そして、取材ノート、放送原稿は、です・ます調で、基本的な日本語を書く訓練になる。また、スタッフ役との協調性も必要になる。次にお見せするのは、琉大生が辺野古に行って作ったレポートで、これは「地方の時代映像祭」の学生部門大賞を一昨年受賞した。

<琉大生制作ドキュメンタリー視聴>

制作者として登場した一人は、今、沖縄タイムスの記者になっている。次は、沖大の授業で、これは様々な学部の学生が受講する。そこで作った、自身が聴覚障害を持つ学生が、自分が通っていた聴覚障がい生徒のための塾の後輩たちを取材したレポート。

<沖大生制作ドキュメンタリー視聴>

聴覚障がいを持つ学生が、1人でカメラマン、インタビューをやり、編集は手伝ったが、筆談で。放課後の指導になり、双方いろいろして、喧嘩した末にこの作品ができた。学生には学生しか撮れない映像が撮れる。若い世代の感性には、いくらでも可能性がある。

■司会(照屋)：安原陽平さんに、基調講演へのコメントをお願いする。



安原陽平 所員

■安原：まず、上映作品について。事前に全作品を見ることができ、中で、自分の専門に近い「消したい過去 消せない真実 疑惑の教科書検定」や、学校安全という観点からも根本的な問題提起をしている「忘れない 忘れてほしくない～石川米軍機墜落事故から50年～」等が貴重であった。西山事件に関して、ドキュメンタリーの最後に、自分の大学院時代の情報法の先生が、講演会の場面に登場していて、大学院時代に、なぜこの問題が日本で議論がブレイクしないのか、世間と自分の取り方のギャップに衝撃を受けたことを思い出す。

その他、この映像祭の上映作品は、多様な分野を網羅しており、非常に有意義であると感じる。

具志堅先生の基調講演については、憲法の立場から教育を捉えるという、自分の学問領域から考えたい。1番目がコミュニケーション不足の問題。モンスターペアレン特という概念の存在は、相手をコミュニケーションの対象と見ず、人格を否定するという意味で、「さよう木靈～基地反対運動の素顔～」で取り上げた状況に通じるのではないか。具志堅先生の実践は、そのコミュニケーションの欠如を補う可能性を有しているのではないか。

第2点が、教育現場で映像を活用する条件が整備されているのか、という問題。映像利用の環境は、大学は機器整備が進んでおり、小中高も2011年に、文科省が教材整備指針を定め、まさにこの分野の条件整備に



力を入れることになっている。この面は良いとして、重大なのは、映像の活用を保障する自由があるのか、という点である。大学ですら、教員を委縮させるような政治的圧力がかかる事例がある。小中高には、教科書使用義務がかかり、また、教員の多忙が社会問題化している中で、現実に映像活用を進める上での障害が大きいのではないか。

■具志堅：映像に関しては、歴史的テーマの物は共通の教材として共有できる仕組を作れれば、教員への負担は軽減できるだろう。その意味で、例えば県内大学が共同して映像ライブラリーを設立できれば、有効ではないか。

■司会(照屋)：それが出来れば、マスコミと大学が、市民の皆さんに機会を提供できるだろう。

(質疑省略) 司会による閉会挨拶。



照屋寛之 所員

なお、本企画は「地方の時代」映像祭提携企画の位置付けにより、作品上映が可能になった。同祭プロデューサー・市村元・関西大学客員教授と、同祭審査員・吉岡至関西大学教授が来沖参加され、市村氏は、『Journalism』誌（朝日新聞社）2018年2月号に本企画について「沖縄戦と「終わらない戦後」映像祭とシンポジウムで問う」を書かれた。

研究会



沖縄法政研究所 第61回研究会

主席公選に見る中道勢力の影響 －日米両政府の公明会対策－

宮城修 特別研究員

2017年5月25日（木）開催の第61回研究会で、宮城修特別研究員が「主席公選に見る中道勢力の影響－日米両政府の公明会対策－」と題して報告を行った。司会・コメンテーターは照屋寛之所員・本学法學部教授が務めた。参加者は26名。



宮城氏は、沖縄の保革対立の「68年体制」において、これまであまり研究されてこなかった中道勢力・公明会の影響を報告した。宮城修氏は、これまで、西銘順治、瀬長亀次郎、屋良朝苗の日記の編集・出版を担当した、戦後沖縄政治史の専門研究者である。

創価学会が沖縄に進出したのが1954年であり、1961年には沖縄創価学会が地方議会に候補者を擁立した。那覇市議会議員選挙で擁立した2名は、1、2位で当選した。62年にはコザ市議会議員選挙で2名当選、同年、公明政治連盟沖縄支部を結成。65年の那覇市議会議員選挙では4名が当選し、市議会に新会派「公明会」を届け出た。その後、県内各地の議会で議席を獲得し、68年には18議席を数えた。

68年に「沖縄公明会」としての会見を開き、69年に公明党への編入、公明党沖縄県連が発足した。72年には県議会に初の議席を得た。

1968年の首席公選に向けて、存在感を増した公明会は、中立、自主投票の立場を探った。その後、公明党本部との議論が重ねられ、最終的には厳正中立・自由投票となった。公明党本部は、国政において社会、共産との野党共闘を重視する姿勢であったのに対し、公明会は那覇市長であった西銘順治と良好な関係を保ち、65年の那覇市長選挙でも、表向き中立を表明したが、実際には西銘を支持したとの証言がある。これは、西銘市政下で恩恵を受けた層が、公明会支持層と重なる実態があったことによる。主席公選における公

明会の「中立」は、西銘にとり有利と見られたが、実際には、屋良朝苗に相当の票が流れたようである。

保革対立の中での中道とは、イデオロギー対立の中間に位置する「緩衝政党」である。沖縄における公明会・公明党の役割は、復帰後の選挙を通じても、緩衝政党の特徴を持ち、沖縄における「68年体制」は、保革プラス中道、という構図で説明できるのではないか。

沖縄法政研究所 第62回研究会



田畠真一 早稲田大学助教

「憲法パトリオティズムと沖縄」

2017年7月28日（金）開催の第62回研究会で、「憲法パトリオティズムと沖縄」をテーマに、政治哲学の視点から田畠真一・早稲田大学助教が、憲法学の視点から斎藤一久・東京学芸大学准教授が、それぞれ報告を行った。司会は安原陽平所員・本学総合文化学部講師が務めた。参加者26名。



斎藤一久 東京学芸大学准教授

「憲法パトリオティズム」とは、門外漢には耳慣れない概念であるが、「普遍的な価値を有する憲法への積極的コミットメント」を意味する。この概念を、政治哲学の視点から田畠氏が、また、憲法学の立場から斎藤氏が論じた。

田畠氏は、政治に必然的に内在する決定と正統性の対立を和解させるという、政治的リベラリズムの構想を実現する上で、分断社会の現状を統合するための方策が課題となるとした。その中で、「民族としてのネーション」に訴えるエスノ・ナショナリズムの試みがあるが、ここには、ネーションとしての同質性が強制され、異質なものが排除されうる問題が残る。これに対して、リベラル・ナショナリズムと憲法パトリオティズムの2つの構想が立てられた。リベラル・ナショナリズムが、差異に敏感な統合を目指すにもかかわらず、前政治的所与としてのネーションに依拠していることに変わりはない。「リベラル」な要素が「ナショナリズム」に押しつぶされることになる。憲法パトリオティズムでは、特定の民族に依拠せず、憲法の必須事項のうちに体現される人権等の普遍的原理へのコミットメントを第一とする。その際の統合契機として、特殊性に基づく「文化」ではなく、普遍的原理を内化していく過程から培われる「政治文化」に着目する。ここから、少数派が支持し、包摂される可能性が生まれる。

斎藤氏は、こうして定義された憲法パトリオティズムが、小中学校での憲法学習、教員免許で日本国憲法単位が必修とされる等から、「愛着」が生み出される条件を示した。また抵抗の基軸としての憲法への愛着が重要であり、それが、高江・辺野古での市民的不服従を支えていることを指摘した。沖縄における日本国憲法の適用について、今後の研究の課題であることも論じた。

本研究会の後、ヤン=ヴェルナー・ミュラー著『憲法パトリオティズム』が斎藤一久、田畠真一、小池洋平監訳で出版（法政大学出版局）された。その謝辞に本研究会開催を挙げて頂いたことに、心から御礼を申し上げる。

沖縄法政研究所 第63回研究会



高橋順子 特別研究員

「戦後沖縄における社会調査の変遷に関する基礎的研究」

2017年11月17日（金）開催の第63回研究会で、高橋順子特別研究員が「戦後沖縄における





黒柳保則 所員

社会調査の変遷に関する基礎的研究」をテーマに報告を行った。司会・コメンテーターは黒柳保則所員・本学法学部教授が務めた。参加者は13名。

高橋順子氏は、沖縄戦後史の研究者として、法政研でも石川元平オーラルヒストリー研究会に参加し、また、県内での研究活動にも活発に参加している。

戦後の沖縄では、政府、自治体、新聞社、放送局、県内外の大学など、様々な主体による社会調査が行われてきた。1961年から2016年の間に実施された総計129件の調査について、調査主体、調査題名、調査区域（全国、沖縄、沖縄本島、県内地域等）、母集団、標本抽出法、標本数、調査法（面接、電話、配布回収等）有効%、出典・発表年月日、の各項目を調べ、その基礎的情報の一覧化に向けた第一歩としての情報整理の試みである。

年代により、焦点が、帰属、復帰、米軍・日本政府の評価、といったことから、復帰の評価、さらにアイデンティティーと移ってきた。67年の東京大学調査、82年の琉球大学調査などの事例から、その時に影響があった内容を紹介した。

これまでの調査について分かるのは、総括的な整備がないため、情報が十分に活用されておらず、二次利用が少ないことが、問題として指摘された。結果が示す沖縄の社会意識の検討だけでなく、調査者の目的や利用方法を考察した上で、これらの調査の歴史的意義、現在的意味を明らかにしていくことが必要である。



桂博史氏

沖縄法政研究所 第64回研究会

鉱業史の視点から硫黄鳥島を見つめ直す

2018年1月25日（木）開催の第64回研究会で、フリージャーナリストの桂博史氏が「鉱業史に見る硫黄鳥島を見つめ直す」と題して報告を行った。コメンテーターは米倉外昭特別研究員、司会は稻福日出夫所員・法学部教授が務めた。参加者は25名。



米倉外昭特別研究員

桂博史氏は、中国の温泉についての著作を持つ、温泉を民俗学・文化人類学的視点から取材してきたジャーナリストであるが、そこから鉱業史、鉱業権の専門的研究を進め、また、交通問題の専門家でもあり、博覧強記の研究者でもある。

この報告は、琉球新報紙上で、2016年から2017年まで一年半にわたる長期連載となった「検証 硫黄鳥島」の内容を、鉱業史の観点からまとめたものである。

中国の記録から、琉球王国からの硫黄輸入が、どのような規模であったかを明かし、そこから中国にとっての琉球との交易の意味を探り、さらに、琉球王国にとっての硫黄の重みを明らかにしたのは、純粋な歴史研究である。一方、硫黄鳥島における鉱業だけでなく、生活史を研究し、硫黄鳥島での生活歴を持つ方達への取材、交流を研究・調査の動機付けにも使う、学際的な関心に立った、スケールの大きな報告であった。

中国で、硫黄が火薬の材料として珍重されたのではないとの指摘がなされ、一般的な理解の不十分さが明らかになった。また、鉱業権のあり方への理解不足から、鉱業法の想定からかけ離れた旧慣が、島民と生産業者の間で続いている事情も説明された。最終的に1959年に全員離島という帰結に至るまでの硫黄鳥島の鉱業と、その意義は、桂氏が記さなければ知られることもなく消滅したであろう。研究会では、繰り返し「(お)ばあさんたちが生きている間に」との言葉が發せられたことを記しておく。

（研究会まとめ 文責：佐藤）

さんごしょう アメリカのロースクール話



所員 伊達 竜太郎

私は、沖縄国際大学へ赴任する前に、アメリカのイリノイ大学のロースクールにおいて、2年間の留学を経験した。1年目は、ロースクールで法学修士号を取得するためのプログラム（LL.M.）で、2年目は、客員研究員で在籍した。

特に1年目は、ロースクールの講義形式など初めて経験することばかりで、各講義の膨大な宿題をこなすことに追われていた。"The Paper Chase"というロースクールを舞台にした映画もあるが、まさにその状況であった。日本の大学生の時、1年間ニューヨークに留学していたので、ある程度はアメリカの講義などに慣れていると思っていたが、ロースクールは別世界だった。

まず初めに驚いたのが、マクラよりも分厚いケースブックを活用する講義である。日本の大学では、法律系の科目を習う際に、例えば、会社法〇〇条によると～など、教科書で法律の条文の解釈を中心に学んだりする。他方で、アメリカのロースクールでは、条文の定義や趣旨を学ぶ前に、判例（ケース）を読み、次に類似判例を読んで、これらの判例からどのようなことが導かれるかということなどを考えさせて、何らかの見解を見出すよう促される。自らの頭で考えることを余儀なくされる。根本的には、成文法主義で制定法を主体とする日本と、判例などの不文法を主体とするアメリカとの違いを体感したのである。

また、ロースクールでは、教授と学生の議論を重視するソクラテス・メソッドを行うことにより、法的能力の向上を図る。そこでは、教授が学生を順不同に当てていく。一人最初に当てられると、たまにsacrifice（いけにえ）として、講義のほとんどをその人に質問する場合がある。なんてデンジャラスなシステムだろうか。これらの試練を乗り越えて、アメリカの弁護士軍団などが生み出されていく訳である。

さらに追い打ちをかけたのが、留学当初は、発音が独特で話すスピードの速い教授の講義内容や、質疑応答でのアメリカ人が話す内容が分からなくて、焦ったものである。いずれ慣れてくれれば、何とかついていくレベルには到達し、何度も質問するアメリカ人も、特に重要なことを言っていない場合もあることに気付くのだが。

そして、学位取得のため、毎学期の期末試験があるので、同級生は皆必死である。膨大な宿題のため、睡眠不足になるのは必至。真夜中まで宿題の判例を読んでいて、いつの間にか分厚いケースブックがマクラ代わりになっていたことは何度あったことか。

ただ、勉強だけに追われていたかと言うとそうでもない。同級生のアメリカ人や世界各国からの留学生とは、困難なプロジェクトに挑んでいたからか、妙な連帯感が生まれた。週末になると、皆で頻繁に飲みに行ったものである。様々な国籍や考え方を持つ友人達と出会えたことは、今でも一生の財産である。皆で飲み明かした日々が、今更ながら懐かしい。皆それぞれの道を歩んでいるが、帰国後も交流は続いている。彼らに刺激を受けることが多い。

なお、今こうして、大学教員になって気付くこともある。アメリカのロースクールは、実に教授陣の負担が少ない。例えば、会議や学内の委員会への参加が少ないので、各教員に秘書がいる（諸手続や書類作成も代行してくれる）、アシスタントが充実している（テスト担当やPC専任など）、インフラが整っているなどである。ロースクールの学費は目の飛び出るほど高く、各教員へ配分される予算も充実しているので、日本の大学と比べようもないが、羨ましい限りである。私も、目下、秘書を募集したい気持ちでいっぱいである。

何はともあれ、ここまで色々と思いだしながら書いていたら、私は純粋な日本人でアメリカ人ではないが、アメリカに帰国したくなってきた次第である。

（伊達 竜太郎 法学部准教授／会社法・国際取引法）



2017(平成29)年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

氏名	所属・職名等	専攻・研究テーマ等
[所員] *委嘱初年・五十音順		
1 所長 佐藤 学	法学部地域行政学科・教授	地方自治、アメリカ政治
2 副所長○ 平 剛	法学部地域行政学科・准教授	公的支出に関する実証分析
3 ○ 稲福 日出夫	法学部法律学科・教授	郷土の生んだ法律家佐喜真興英とグリム兄弟の法学観
4 ○ 井端 正幸	法学部法律学科・教授	近代フランスにおける議会制の展開
5 ○ 小西 由浩	法学部地域行政学科・教授	犯罪予防論
6 ○ 前津 荣健	法学部地域行政学科・教授	情報公開および個人情報保護制度の諸問題
7 ○ 熊谷 久世	法学部地域行政学科・教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
8 ○ 武田 一博	法学部地域行政学科・教授	ニューヨ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
9 ○ 井村 真己	法学部法律学科・教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
10 ○ 照屋 寛之	法学部地域行政学科・教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
11 ○ 比屋定 泰治	法学部法律学科・教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
12 上江洲 純子	法学部地域行政学科・教授	倒産手続間格差は正問題について
13 金城 和三	法学部法律学科・講師	動物生態学
14 ○ 原田 優也	産業情報学部企業システム学科・教授	アジアにおける知的財産権と消費者行動、アジア消費・流通論、中小企業マーケティング戦略
15 ○ 芝田 秀幹	法学部法律学科・教授	西欧政治思想史
16 ○ 中野 正剛	法学部法律学科・教授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
17 ○ 黒柳 保則	法学部地域行政学科・教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の歴史
18 大城 明子	法学部地域行政学科・准教授	CALL教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
19 野見 収	法学部地域行政学科・准教授	教育哲学・人間形成論
20 ○ 砂川 かおり	経済学部地域環境政策学科・講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
21 ○ 山川 満夫	法学部法律学科・准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
22 伊達 竜太郎	法学部法律学科・准教授	会社法、国際取引法、沖縄の経済政策と法（沖縄経済特区など）
23 ○ 野添 文彬	法学部地域行政学科・准教授	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究
24 田中 佑佳	法学部地域行政学科・講師	憲法、人権論、「子ども」という主体に関する憲法問題
25 安原 陽平	総合文化学部人間福祉学科・講師	教育法学、憲法学
26 ○ 柴田 優人	法学部地域行政学科・講師	行政法、環境法、地方自治法
27 ○ 清水 太郎	法学部法律学科・講師	商法

1	友利 博明	税理士法人リモト・代表社員税理士	税理士
2	仲地 博	沖縄大学・学長	行政法・憲法
3	福里 芝人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科・教授	民法（家族法）、消費者契約法
4	前田 成東	東海大学政治経済学部・教授	行政学
5	三木 健	ジャーナリスト、沖縄ニューカレドニア友好協会顧問	沖縄文化論
6 ○	知念 賢諭	浦添市役所	政治学、行政学
7 ○	成田 善一	株式会社琉薬・前相談役	商法（会社法）
8	比屋根 照夫	琉球大学・名誉教授	政治思想史
9	松田 朝徳	松田朝徳沖縄弁護士法律事務所・弁護士	民事・家事事件
10 ○	宮平 魏秀	沖縄国際大学・名誉教授	民法（財産法）
11 ○	篠田 四郎	名城大学大学院法務研究科・教授	企業法、知的所有権法
12 ○	緑間 英士	学校法人興南学園・社会科教諭	国際法、政治学
13 ○	緑間 榮	沖縄国際大学・名誉教授	国際法
14 ○	山本 研	早稲田大学法学学術院（法務研究科）・教授	民事手続法
15 ○	黒島 健	前石垣市副市長	行政学
16 ○	中原 俊明	沖縄キリスト教学院大学・元学長	商法
17	上地 一郎	高岡法科大学法学部法律学科・准教授	法社会学・民法
18	豊田 雅幸	立教学院展示館設置準備室・学芸員	日本近現代史、日中関係史、大学史
19 ○	阿波連 正一	静岡大学法務研究科・教授	民法、環境法
20 ○	垣花 豊順	あけぼの法律事務所・所長・弁護士	刑法
21 ○	石川 朋子	沖縄法政研究所研究助手 沖縄国際大学非常勤講師	社会学、地域研究
22 ○	伊波 和正	沖縄国際大学・名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）
23 ○	奥田 敦	慶應義塾大学総合政策学部・教授	イスラーム法および関連諸領域、アラビヤ語教育、ガバナンス学
24 ○	儀部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
25 ○	下地 勝	サポート・オフィスマーレ（社労士・行政書士事務所）・所長	労働法、社会保障法
26	安次富 哲雄	琉球大学・名誉教授	民法学（財産法）
27	我部 政男	山梨学院大学・名誉教授	日本近代史

氏名	所属・職名等	専攻・研究テーマ等
28	土江 真樹子	ジャーナリスト
29	仲宗根 京子	沖縄大学・非常勤講師
30	仲宗根 忠真	うるま法律事務所・弁護士
31	羽月 章	愛媛大学法学部・准教授
32	○ 鎌田 晋	弁護士法人ていた法律事務所・弁護士
33	○ 高橋 一行	明治大学政治経済学部・教授
34	○ 田中 利昌	名古屋市市民活動推進センター
35	○ 崔鍾植	神戸学院大学法学部非常勤講師兼研究員
36	○ 向井 洋子	熊本学園大学社会福祉学部・専任講師
37	○ Robert D.Eldridge	エルドリッヂ研究所・代表
38	山岸 健太郎	中京大学国際教養学部・非常勤講師
39	○ 小林 武	沖縄大学・客員教授
40	○ 櫻澤 誠	大阪教育大学教育学部・准教授
41	○ 中島 弘雅	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授
42	大久保 秀人	えるだ法律特許事務所 弁理士
43	武田 昌則	琉球大学大学院法務研究科 教授・弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士
44	ワツカニコケストラルワツ	沖縄キリスト教学院大学・非常勤講師
45	○ 磯野 直	沖縄タイムス・記者
46	○ 高橋 英治	大阪市立大学大学院法学研究科・教授
47	○ 松井 慎一郎	聖学院大学人文学部・准教授
48	○ 屋良朝博	フリーランスライター、元沖縄タイムス論説委員
49	○ 吉次 公介	立命館大学法学部・教授
50	徳本 究	筑波大学法科大学院・教授
51	眞喜屋 美樹	名桜大学リベラルアーツ機構・准教授
52	松本 真輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士
53	○ Claus Franke	琉球大学・特任講師
54	○ 高橋 順子	日本女子大学・非常勤講師
55	○ 常井 健一	ノンフィクションライター(フリーランス)
56	○ 新倉 修	青山学院大学・名誉教授
57	エルサムニー イブラヒム	沖縄国際大学・非常勤講師
58	大城 聰	東京千代田法律事務所・弁護士
59	高江洲 敦子	沖縄国際大学・非常勤講師
60	田口 真義	有限会社アンジュ・取締役
61	高嶺 朝一	T&CT Office LLC. 代表
62	半田 滋	東京新聞・論説委員・獨協大学非常勤講師・法政大学兼任講師
63	普久原 均	琉球新報編集局長
64	三宅 孝之	島根大学名誉教授・同大学大学院法務研究科特任教授
65	山内 正	沖縄県消防学校・非常勤講師
66	山本 章子	沖縄国際大学・非常勤講師
67	与儀 武秀	沖縄タイムス・記者
68	米倉 外昭	琉球新報・文化部副部長
69	○ 坂上 暢幸	一般社団法人裁判員ネット理事
70	○ 鈴木 和子	鈴木和子税理士事務所所長
71	○ 德永 賢治	沖縄国際大学・名誉教授
72	○ 野原 雅彦	税理士法人工ヌズ代表社員
73	○ 前泊 美紀	那覇市議会議員
74	○ 宮城 修	琉球新報・論説委員会副委員長
75	○ 脇阪 明紀	沖縄国際大学・名誉教授

※所属・職名・専攻・研究テーマ等は、2018年3月現在当研究所に届出または把握できているものです。更新時に随時お問い合わせください。

※○印の所員・特別研究員および○印の新規所員・特別研究員の任期は、2017年4月1日～2019年3月31日です。所員・特別研究員は、二年任期で、二年毎に更新手続きが必要になります。

【連絡先】 e-mail : oilpchr@okiu.ac.jp Fax : 098-893-8937
 TEL : 098-892-1111(内線 6110・6119 沖縄法政研究所) または 098-893-7967 (研究支援課)
 〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号

●2017(平成29)年度 活動日誌(2017年4月~2018年3月)

2017年

- 4月7日(金) 12:40~ 法学部会議室(5号館6階)
第1回所員会議
1.事業計画委員の選出について
2.紀要編集委員の選出について
- 4月14日(金) 15:00~17:30 法学部会議室(5号館6階)
第1回事業計画委員会
1.2017(平成29)年度所員の新規推薦および更新について
2.2017(平成29)年度事業計画(案)および予算について
3.研究会の開催方法等について
4.共同研究の活動報告および調査報告書の刊行について
- 4月21日(金) 14:20~16:10 法学部会議室(5号館6階)
第2回所員会議
1.2017(平成29)年度所員の推薦および更新について
2.2017(平成29)年度事業計画(案)および予算について
3.研究会の開催方法について
4.共同研究の活動報告および調査報告書の刊行について
- 4月28日(金) 13:30~14:35 13号館1階会議室
第1回紀要編集委員会
1.主任の選出について
2.紀要第20号の発行について
- 5月25日(木) 15:00~16:40 13号館1階会議室
第61回研究会「主席公選に見る中道勢力の影響ー日米両政府の公明会対策ー」 26名
- 6月19日(月) 16:20~17:40 本館6階会議室
第1回総合研究機構会議
1.2017年度(平成29)年度所員について(南島研、産業研、法政研、経環研)
2.2017年度(平成29)年度所員について(南島研(本学退職者)、産業研、経環研)
3.2017年度(平成29)年度各研究所事業計画(案)及び事業費予算(案)について
4.沖縄経済環境所副所長の任用について
- 7月28日(金) 15:00~17:15 13号館1階会議室
第62回研究会 26名
憲法パトリオティズムと沖縄
-政治哲学の視点から-
-憲法学の視点から-
- 7月28日(金)
紀要『沖縄法政研究』第20号 投稿申込締切日
- 8月24日(木) 14:00~14:40 13号館1階会議室
第2回紀要編集委員会
1.投稿申込み状況について
2.発行までの日程について
3.資料(講演会・シンポジウム等)原稿作成等について
- 10月13日(金) 14:15~15:05 本館6階会議室
第2回総合研究機構会議
1.南島文化研究所専任所員(出向者)及び研究支援助手の募集について
2.産業総合研究所専任所員(出向者)及び研究支援助手の募集について
3.沖縄経済環境研究支援助手の募集について
- 10月18日(水) 16:30~17:30 13号館1階会議室
第1回共同研究関連会議(共同研究代表者)
1.共同研究の進捗状況および今後について
2.共同研究の閉じ方について
3.報告書発行等について
- 11月4日(土) 9:20~18:35 13号館3階
「沖縄現代史を見る」with沖縄映像祭 「地方の時代」映像祭提携企画
9:20 開会 9:30~18:35 作品上映(19作品) 延べ800名
- 11月4日(土) 14:05~15:50 13-301会場
沖縄法政研究所フォーラム第16回シンポジウム「復帰とその前後を考える」 112名
- 11月5日(日) 9:20~17:35 13号館3階
「沖縄現代史を見る」with沖縄映像祭 「地方の時代」映像祭提携企画
9:20 開会 9:30~18:35 作品上映(19作品) 延べ755名
- 11月5日(日) 14:05~15:35 13-301会場
沖縄法政研究所第39回講演会「映像教育の可能性」 86名
- 11月10日(金)~12日(火) 東京 2泊3日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料蒐集
- 11月17日(金) 15:00~16:35 13号館3階会議室
第63回研究会「戦後沖縄における社会調査の変遷に関する基礎的研究」 13名
- 11月20日(月)~21日(火) 東京 1泊2日
共同研究「沖縄の思想史の足跡」資料蒐集
- 11月20日(月)~22日(火) 東京 2泊3日
共同研究「沖縄の思想史の足跡」資料蒐集
- 11月22日(火)~23日(水) 東京 1泊2日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料蒐集

- 11月28日(火) 18:00~19:10 13号館1階会議室
第2回事業計画委員会
1.2018(平成30)年予算および事業計画案について
2.研究会の開催について(11月開催)
3.2017(平成29)年度購入予定図書について
- 11月29日(水) 12:20~12:50 法学部会議室(5号館6階)
第3回所員会議
1.2018(平成30)年予算および事業計画案について
2.1月開催研究会について
3.2017(平成29)年度購入予定図書について

2018年

- 1月19日(金) 16:00~17:00 13号館1階会議室
第3回紀要編集委員会
1.原稿提出状況について
2.入札について
3.発行までの日程について
- 1月25日(木) 15:00~17:20 13号館1階会議室
第64回研究会「鉱業史の視点から硫黄島を見つめ直す」 25名
- 2月8日(木) 15:00~15:55 13号館1階会議室
第2回共同研究関連会議(共同研究代表者)
1.編集方針について
2.発行までの日程について
3.予算等について
- 2月8日(金) 12:00~12:40 法学部会議室(5号館6階)
第4回所員会議
1.2018(平成30)年度特別研究員の新規推薦および更新等について
2.2017(平成29)年度購入予定図書について
- 2月15日(木) 12:00~13:35 本館6階会議室
第3回総合研究機構会議
1.南島文化研究所所長選挙の結果について
2.産業総合研究所所長選挙の結果について
3.南島文化研究所副所長の任用について
4.産業総合研究所専任所員の任用について
5.南島文化研究所研究支援助手の任用について
6.沖縄経済環境研究所研究支援助手の任用について
7.2018(平成30)年度特別研究員について(法政研、南島研)
8.「研究支援助手任用規程改正(沖縄法政研究所要望・継続審議中)」について
- 2月15日(木)~18日(日) 東京 3泊4日
共同研究「沖縄の思想史の足跡」資料蒐集
- 2月20日(火) 14:00~15:00 13号館1階会議室
第1回共同研究者会議
1.共同研究の進捗状況および今後について
2.共同研究の閉じ方について
3.報告書発行等について
- 2月20日(火) 10:30~12:00
第3回事業計画委員会
1.研究会開催方法等について
2.紀要投稿等について
3.寄贈図書について
- 2月20日(火) 14:00~15:00 13号館1階会議室
第3回共同研究関連会議(共同研究関係者)
1.編集方針について
2.発行までの日程について
3.次年度以降の共同研究について
- 3月2日(金) 17:00~20:30 13号館1階会議室
2017年度 第4回 紀要編集委員会
1.2校確認および進捗状況について
- 3月12日(月) 15:00~17:00 13号館1階会議室
第5回 紀要編集委員会
1.3校確認(最終校)について
- 3月12日(月)~14日(水) 北大東村 2泊3日
共同研究「沖縄の思想史の研究」資料蒐集
- 3月14日(水)~17日(土) 大分・東京 4泊5日
共同研究「沖縄経済特区と法」資料蒐集
- 3月19日(月)~22日(水) 東京・利島村 3泊4日
共同研究「これからの地方自治の研究」資料蒐集およびヒアリング
- 3月28日(水)
紀要『沖縄法政研究』第20号発行
- 3月30日(金)
所報『沖縄法政研究所所報』第27号発行